

非常災害時等の措置について・・・

非常災害時等の措置につきまして、堺市の指導に基づき下記のように定めます。

○特別警報が発令された場合

- ・午前7時現在、堺市に（種類に関わらず）特別警報が発令されている場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合はただちにお迎えをお願い致します。

○暴風警報が発令された場合

- ・午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合はただちにお迎えをお願い致します。

○大雨警報が発令された場合

- ・午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつJR阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線がすべて運休している（一部運休は除く）場合は臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合はただちにお迎えをお願いします。

○大地震発生の場合

- ・登園前に堺市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、ただちにお迎えをお願いします。

○津波警報が発令された場合

- ・午前7時現在発令中 ⇒ 臨時休園
- ・登園後 ⇒ 避難場所に避難します。避難場所まで速やかに迎えをお願いします。

○施設の所在する地域等に「高齢者等避難」が発令された場合

- ・午前7時現在、発令されている場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合は、ただちにお迎えをお願いします。

避難場所

- ・第1次避難場所⇒ドレミ保育園
- ・第2次避難場所⇒福泉小学校

●午前7時までに、特別警報・暴風警報等が解除された場合は、通常通りの保育となります。

●午前7時以降に、警報等が解除された場合であっても臨時休園のままとなります。

※なお、コドモンにて配信させて頂く予定をしておりますが、保護者の方でもご確認をお願い致します。ライフライン不通に伴い、ネット配信が不可の場合は、災害伝言ダイヤル「171」を通じて随時情報を提供させていただきます。